

第四百一十回国会
衆議院

商工委員会議錄第五号

平成九年十一月二十八日(金曜日)

正午開議

出席委員

委員長 齊藤斗志二君

理事 石原 伸晃君

理事 岸田 文雄君

理事 遠藤 乙彦君

理事 松本 龍君

理事 甘利 明君

理事 遠藤 利明君

理事 奥田 幹生君

理事 河本 三郎君

理事 園田 修光君

理事 野田 実君

理事 村田敬次郎君

理事 青山 丘君

理事 神田 厚君

理事 島津 尚純君

理事 中田 宏君

理事 生方 幸夫君

理事 渡辺 周君

理事 横光 克彦君

理事 伊藤 達也君

出席國務大臣

通商産業大臣 堀内 光雄君

出席府政委員

經濟企画政務次官 栗本慎一郎君

通商産業政務次官 遠藤 武彦君

通商産業大臣官房商務流通審議官 岩田 満泰君

委員外の出席者

商工委員会調査室長 野田浩一郎君

委員の異動
十一月二十八日
辞任
白川 勝彦君
新藤 義孝君
武部 勤君
吉田 治君

補欠選任
遠藤 利明君
園田 修光君
桜井 郁三君
中田 宏君

同日
辞任
遠藤 利明君
桜井 郁三君
園田 修光君
中田 宏君

補欠選任
白川 勝彦君
武部 勤君
新藤 義孝君
吉田 治君

十一月二十六日
平成十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案(内閣提出第二二二号)(参議院送付)
同月二十五日
中小商業の振興等に関する請願(大森猛君紹介)(第六九五号)
同(吉井英勝君紹介)(第六九六号)
同(達増拓也君紹介)(第七五五号)
は本委員会に付託された。

十一月二十六日
大規模小売店舗の出店と中小小売店の振興に関する陳情書外二件(広島市中区基町一〇の五二広島県議会内橋山俊宏外二名)(第一一〇号)
大型小売店の元日営業の自粛に関する陳情書(函館市東雲町四の一三函館市議会内石井満)(第一一一号)
中心商業地再生のための地域振興策の推進に関する陳情書(宮城県石巻市日和が丘一の一の一)

阿部吉治(第一一二号)
二〇〇五年国際博覧会の開催支援等に関する陳情書(名古屋市中区栄二の一〇の一九谷口清太郎)(第一一三号)
自転車競技法の一部改正等に関する陳情書外六件(大津市御陵町三の一大津市議会内金井長純外六名)(第一一四号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
平成十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案(内閣提出第二二二号)(参議院送付)

○齊藤委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、参議院送付、平成十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案を議題といたします。
これより趣旨の説明を聴取いたします。堀内通商産業大臣。

平成十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案(本号末尾に掲載)

○堀内國務大臣 平成十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、去る六月十二日、モナコ公国で開催された第百二十一回博覧会国際事務局総会において、平成十七年に国際博覧会を愛知県で開催することが決定されております。

本博覧会開催の目的は、「自然の教智」のテーマのもと、世界の人々の知恵や技術等を集め、地球的諸課題の解決や新しい自然環境の創造等を旨とするにより、国際社会における我が国に対する一層の信頼向上と国際貢献を図ろうとするものであります。

政府といたしましては、この国民的な大事業である本博覧会の開催準備体制を早急に充実させることが必要であると考え、博覧会の準備及び運営を行う博覧会協会に対し、資金調達、人材確保等の面でできる限りの協力を行うため、過去に我が国で開催された国際博覧会の例に倣い、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、国は、博覧会協会に対し、博覧会の準備及び運営に要する経費について、予算の範囲内においてその一部を補助することができることとしております。

第二に、博覧会協会が調達する博覧会の準備及び運営に必要な資金に充てて、寄附金として、寄附金つき郵便はがき等を発行することができることとしております。

第三に、博覧会協会に出向した国家公務員等に係る退職手当及び共済年金に關して、在職期間を推算できることとするともに、博覧会協会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこととしております。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○齊藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十二月三日水曜日午後零時五十分理事会、午後一時委員会を開会することとし、本

日は、これにて散会いたします。

午後零時四分散会

平成十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律

平成十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、平成十七年に開催される国際博覧会(以下「博覧会」という。の円滑な準備及び運営に資するため必要な特別措置について定めるものとする。

(国の補助)

第二条 国は、博覧会の準備及び運営を行うことを目的とする政令で定める法人(以下「博覧会協会」という。)に対し、博覧会の準備又は運営に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(寄附金付郵便葉書等の発行の特例)

第三条 お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等は、同条第二項に規定するもののほか、博覧会協会が調達する博覧会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができる。この場合においては、博覧会協会を同項の団体とみなして、同法の規定を適用する。

(博覧会協会の職員に係る退職手当の特例等)

第四条 博覧会協会の職員(常時勤務に服することを要しない者を除く。次項において同じ。)は、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第七条の二第一項に規定する公庫等職員とみなして、同条の規定を適用する。

2 博覧会協会又は博覧会協会の職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第百二十四条の二第一項に規定する公庫等

若しくは公庫等職員又は地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第百四十条第一項に規定する公庫等若しくは公庫等職員とみなして、それぞれ国家公務員共済組合法第百二十四条の二又は地方公務員等共済組合法第百四十条の規定を適用する。

3 博覧会協会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

附 則

この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由

平成十七年に開催される国際博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国等において特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。